

田原市社会教育活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市の社会教育関係団体（以下「関係団体」という。）が社会教育の振興を図るため行う活動事業に要する経費に対し交付する田原市社会教育活動事業補助金（以下「補助金」という。）に関して、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象関係団体等)

第2条 補助金の交付の対象となる関係団体、事業、経費及び補助額は、別表第1のとおりとする。

(補助金の申請)

第3条 関係団体は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年4月30日又は事業を開始する日の10日前までに、田原市社会教育活動事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに関係団体に田原市社会教育活動事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、条件を付したときは、併せてその条件を通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第6条 第4条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた関係団体（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、田原市社会教育活動事業変更等申請書（様式第3号）をあらかじめ市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽易な事業内容の変更の場合は、この限りでない。

(変更決定の通知)

第7条 市長は、前条に規定する変更等申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の変更交付を決定したときは、田原市社会教育活動事業変更等決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(概算払)

第8条 市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、田原市社会教育活動事業補助金

概算払請求書（様式第5号）に基づき、別表第2のとおり補助金の一部を概算により補助事業者に交付することができる。

2 概算払の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、田原市社会教育活動事業補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告書の提出は、補助事業の完了した日から起算して20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その審査により、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して補助事業者へ田原市社会教育活動事業補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条に規定する確定通知書を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、田原市社会教育活動事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付する。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。

(4) 実支出額が補助対象費に比べて減少したとき。

(5) 市長の承認を受けずに、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止したとき。

(6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

（遅延利息）

第13条 関係団体は、前条の規定による処分により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(関係書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

(必要な指示等)

第15条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実施に検査することができる。

(適用の特例)

第16条 国又は県の補助金によって市長が間接補助事業者となる場合については、別に要綱を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条から第16条までの規定は、この要綱の失効後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

別表第1（第2条関係）

社会教育関係団体名	活動事業名	対象経費	補助額
田原市社会教育団体連絡協議会	社会教育団体連絡協議会活動事業	社会教育団体連絡協議会の活動に要する経費	人件費については、3分の2以内とし、事務費については、3分の1以内とする。
田原市文化協会	文化協会活動事業	文化協会活動に要する経費	対象経費の2分の1以内とする。
田原市小中学校PTA連絡協議会	PTA連絡協議会活動事業	PTA連絡協議会活動に要する経費	対象経費の2分の1以内とする。
田原市スポーツ協会	スポーツ協会活動事業	スポーツ協会活動に要する経費	対象経費の2分の1以内とする。ただし、スポーツ普及事業と団体活動補助事業については、予算の範囲内で定めた額とする。
田原市スポーツ少年団	スポーツ少年団本部活動事業	スポーツ少年団本部活動に要する経費	対象経費の2分の1以内とする。
文化ホール事業実施団体	市民団体が行う文化ホール事業	田原市内の文化ホールで行う自主的かつ自発的な文化事業に要する経費	対象経費の2分の1以内とする。 (限度額1事業25万円)
文化協会	県民茶会開催事業	県民茶会開催に要する経費	対象経費の2分の1以内とする。

別表第2（第8条関係）

概算払の時期	概算払の交付率
4月又は5月	70%以内
10月	残額

様式第2号（第5条関係）

田原市社会教育活動事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

Ⓜ

については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間

年 月 日付による申請書のとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額

補助事業に要する経費 金 円

補助金の交付決定額金 金 円

3 補助金の交付条件

様式第3号（第6条関係）

田原市社会教育活動事業変更等申請書

年 月 日

田原市長 殿

補助事業者 団体名

代表者名

年度 事業について、下記のとおり変更等をしたいので
申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 補助金変更交付申請額(変更後の総額) 金 円

(添付書類)

1 収支予算書及び事業計画書

2 その他参考となる資料

様式第4号（第7条関係）

田原市社会教育活動事業変更等決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

印

年度 事業について、下記のとおり変更等を行うことを
決定したので、通知します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 変更等後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額

補助事業に要する経費 金 円

補助金の交付決定額(変更後の金額) 金 円

4 補助金の交付条件の変更

様式第5号（第8条関係）

田原市社会教育活動事業補助金概算払請求書

年 月 日

田 原 市 長 殿

補助事業者 団 体 名

代表者名

年度 事業の補助金の概算払を、下記のとおり請求します。

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1 交付決定(変更交付決定)額 | 金 | 円 |
| 2 概算払請求額 | 金 | 円 |

(添付書類)

収支予算書及び事業計画書、またはその他参考となる資料

様式第6号（第9条関係）

田原市社会教育活動事業補助金実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

補助事業者 団体名
代表者名

年度 事業が完了したので、下記により報告します。

記

- 1 補助事業実施期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 2 補助事業の実績及び効果

(添付書類)

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他事業の実施に関する資料

様式第7号（第10条関係）

田原市社会教育活動事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

年度 事業補助金については、下記のとおり補助金額を
確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定通知額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第8号（第11条関係）

田原市社会教育活動事業補助金請求書

年 月 日

田 原 市 長 殿

補助事業者 団 体 名

代表者名

年度

事業の補助金を、下記のとおり請求します。

記

1	補助金確定額	金	円
2	概算受領済額	金	円
3	差引請求額	金	円